

## 目 次

五四年度第一回臨時議会議事録 .....	1
五四年度第二回定例議会議事録 .....	7
五四年第三回村臨時議会議事録 .....	21
一九五四年第四回村定例議会会議録 .....	26
五四年度第五回定例議会議事録 .....	28

※目次は復刻版の為、作成しました。









五四年度第一回臨時議會議事録

日時場所(五四年二月二十日 午前十一時三十分) 松波村會議室

出席議員

- 2. 大山茂
- 3. 宮城剛
- 4. 照屋林吉
- 6. 平良伸藏
- 7. 平良嘉清
- 8. 宮城有福
- 9. 野堂耕
- 10. 大島源水
- 11. 稻邊孝助
- 12. 天野鐵助
- 13. 友寄隆夫
- 14. 東武郎
- 15. 津波新助
- 16. 前田善秀

欠席議員(宮城正行 5. 宮城萬昌 參與(村長、收入役)

議長(田中會室)言 署名人数如何の方法を問はば議長指名の事あり

八番十二番議員指名署名人数あり

議事日程(本日の会裁り付議事事件)

- 第一 議案第一號 五四年度倉味村裁減出進加更正豫算議案
- 第二 議案第二號 塩屋牧場村有地貸與及担保提供
- 第三 議案第三號 鏡波製茶工場敷地拂下
- 第四 議案第四號 倉味村大保北側水面使用許
- 第五 議案第五號 倉味村手数料徴收條例(一部削除)
- 第六 議案第六號 倉味村統賦課徴收條例(部改正)

議長 議案第一號(號授業)をまず書記神山教之朗説

村長 本議案は早くと早目に提出する等が政府の方針が決定となり取近漸く

確定し当初林野巡守設置希望がいろいろ町村長たるが十二町村が増へたこと

村の備品として優勝旗二流補助の形で購入した。獵銃補助費として捨丁分

の...同計とした。区長會の要望により市(團)農務視察を本年度から

実施した。泊二日の十四名を計し、村消防隊の備品として正帽等七名分

田嘉量、嘉津波、大保の電設架設補助として三...同宮城石段工

村道として...同職員七名を増俸し、十籍敷整備費並に機務事務

職員を増俸(二名)認め、及び之度...之月(口)附で林野巡守を念めて

六名あり、林務課を新設し、林野行政の萬全を期した。

倉味村水産養殖協同組合が設立準備中、産業育成の見地から...同

補助した。雜費、...同、...の若干増し、...等...の御

敬願、...の

No. 2

1 収収別紙予算書をもとに細目説明を加へる。

2 休憩室の研究の上本會費に移りた。

3 十二巻裁合の意見書は、加賀門してからの方が尚いと思ふ。

4 裁合では御覧門して下さ。

5 財政調整交付金は本年度確定額か（然り）

6 戸籍整備事務は何ヶ年で完了する見通か（二ヶ年から三ヶ年の見当）

7 援護事務補助職合の予算は何将迄か（六月迄の予算あり）

8 職合費だが最近の各市町村の平均給の調査した資料ありや

9 収収 更正予算後は調査してふ。

10 喜如嘉枝が実験学枝に指定されたが補助したか

11 村長 教育予算で更正して二〇、〇〇〇円補助した

12 普通道税が減りふは原因は（収収 層畜の頭数減が主因）

13 概の村外移出の際収入面があるか（あり）

14 八ヶ血清費が全額削除されることが計上して欲し、（善処する）

15 福俵統補助は十挺分だが申込数はしらか 価格ほどの位か

16 村長 申込数は十挺の見当で、挺は次年度に補助した、価格は七、〇〇〇円程度

17 議長 休憩室を申し中登、十二特田分

18 〃 再開を申し裁事進行の方法について伺ふ。一特田分

19 各款項目について答へた方がい。

20 〃 今の意見に賛成

21 財政調整交付金、収入減、職合費、の之について重層的に検討しては

22 3 重討裁りある傾向が多分にあるから款項目がい、裁出の方から

23 裁合では左様にと進行しませう。二款について如何がですか

24 2 給料については優遇され居るが村経済状況からどうもと思はれるが

25 どの半面充分優遇して機能を発揮して貰ふは、村興と運動との関連性

26 がある。但し村長に希望意見がある。勤務時間中火遊技的行動や

27 態度が表々様おうと要望して原案賛成する

28 村長 毎月職務會で申し合はせり勤務心得十ヶ条の組は居り更に更に

29 〃 を促し強化したい



本村委員の平均給如何 (村長 別紙Kついで説明)

議長 第二款の異議ありませんか (異議無しの声多数) では第二項所要費  
Kついで御検討下さい

16 第四の備品費の1000円は? (御鑑等自然増ふり)

議長 第三四五款Kついで御意見ありませんか

3 第五款の之目は是非計上して欲しい (善処約す)

議長 第十二款第六目の村水産養殖協同組合への補助Kついで御意見あらば

10 産業育成会から補助を

組合会Kついで補助の途より方法が

議長 御異議ないと認めます、外K御意見ありませんか

15 血液液の事... 同計上の方法は

委員 取敢えず予算無から出して次の更正予算で

議長 大体討議は盡すに存じますが歳入歳出御異議ありませんか

(異議無し 原案賛成の声多数) では第一號議案確定致します

第二號議案 豊後牧場村用地賃借及担保提供の件 (書記 神山朗)

16 建設局長 権利譲渡あり議案Kは賃借とあるがとが

(二時五十分十五分 議案入場)

14 目的は同 (たし解されず) として訂正をいと思ひます

議長 御もこれ結構だと思ひます、それK煩雜の期間等Kついで研究の要があ

ると思ひますので暫らく休憩します (二時五十分)

議長 固南も宜す (二時五十分) 研究討議の結果賃借期間担保期間共K

満十ヶ年と必要度K慮じて更新が出来ると決定しK如何

かですか (賛成と呼ぶ者多数あり) では第五號議案確定致します

第六號議案 第三號 鏡波製茶工場敷地私下Kついで (書記 神山朗)

村長 本議案Kついで説明申し上げます。該敷地は戦前戦後を通じて鏡波部

落有と相違ありませんが、御承知の通り戦後の土地調査の際部落有

の管理人は村長職名にするようKとの通牒K因る誤り所有権は部

落有と有る誤りですから左様御承知の上御審議下さい

16 本議案の個人として経過を申したいと思ひますので休憩致し

議案休憩致し事(之時三〇分)

休憩中の概要

- 一 該教地私下の止むを得ない事由(村農協組合の部落役員(金本)の爲)
- 一 私下の方法(部落で入札)が入札希望者なく隣接の天野氏が評価額より高値で私下するに至り(経過説明あり)
- 一 証言の要失(部落有地村に対する疑義事項)と村土地主任による該教地は鏡被部落有地と相違ない旨の証言あり(証言あり)
- 一 書渡し証(鏡被区と村は双方通保保の事)

議長再開を旨す(之時五〇分)

議案 身止りに関する条件及びその商売の許可も受ける(退場)

議長 第三號教案研究討議の結果確定致し御異議有りませんか(金本異議無しと唱ふる)御異議有りませんか(確定案案)可決致す

議長 第四號議案、御異議無しと唱ふる 忠記 朝既

議長 長目設立準備中の登味村水産養殖組合の養殖組合事業の地域として使用を許可した、その理由を提出した

議長 議案はどの辺りか

議長 東川川の側、荒蕪地(帯)です

議長 御承知の通り、何らの利用もなされ荒蕪地を活用する事ですから養殖事業経営面からむしろ奨励すべきで御異議無しと思はますか(異議無しと唱ふる者多数)御賛成ですから可決致しませう

議長 第五號の議案(指書)を致しませう

議長 群衆 条例に於て稽査手数料は村税賦課徴収条例に於てあるべきであるとの指示に於て手数料徴収条例、一部削除と村税賦課徴収条例の一部を改訂した、第九条を加へたのは実質徴収の意あり

議長 如何がですか(賛成と唱ふる者多数)御賛成と認め確定致しませう

議長 議案は完了審査致しませう(た)審査員から別紙の通り御賛成帰還言決文採択案があり、本件については中央関係団体から御誠意を打ち強之採択要請があり、村として支那部結成が既

No.1

(29行)

No. 9

木之れに居りてその然るに御祝意願はす。では六番林の  
 祭の祝心後帰言決伐文も朝競を也。す (朝競朝競)  
 六今朝競の後帰言決伐文も御意成の方は拍手を送つて下之  
 (拍手) 満場致し言決伐採林致し。す (五時四十分)

村長報告事項

- 一、林野巡守服務規定制定報告 (別紙)
- 二、親子ラジオは特別會部にて(学)也。とす
- 三、湖邊觀光協會(加入)
- 四、永夕校舎割当は、この長規如校塙屋校各四教室一棟  
 右校舎鉄相事(あり)也。人

五五五(月)十日

右署名人 談 大山 茂 一  
 香  
 土 春



(29行)

村有地の権利譲渡に関する建議

本村の経済自立の根本は諸産業の発展育成と有形無形の諸資源を活用することにあると見做す。総面積の六五%は山林であり一七八%は原野である。一七八%の原野は殆ど永久に該地歴史の中心に地形地物と利用する事に依り経済自立と産業改革の積極的協力の展開を求む事と確信し、地産高産組合の村有地を借地、出湯、温泉、保養地として活用する。該組合より該地権利を譲渡する事に依り更に地産高産組合と協賛し、定期と不定期の権利譲渡に関する村策を講ぜらるる事と建議致す。

一九五三年十月十五日

大倉村議会議長 宮城萬田

大倉村議会議長 大倉一俊

五四年二月十一日 修正案可決



五四年度第二回定例議会録

日將陽新一九四四年八月二十日午前九時参考第五分團會 於村役所會議室

出席村長 2. 大山茂 3. 宮城剛 4. 照屋林幸平 5. 宮城萬四 6. 平良伸藏

7. 平良嘉清 9. 野里耕 10. 谷藤深水 11. 稻福幸助 12. 天野徹助 13. 友吉隆長

15. 津波新助 16. 前田善秀 欠席議員 8. 宮城善福 欠席 1. 14.

参事 村長 宮里金次郎 收入役 山袋幸喜

議長 山本誠會 控参名 欠席一名 欠席二名 之會は成立し 是迄の二回會議より

署名二人 村長指名之差支へし 之のほかに (異議なし) 之唱合者多数

之は御異議なしとの認め九番議會と拾番議會にお款を致し 仰り

議事日程 (本日の會議は付議の二事) (署名)

議案第七號 五四年度查味村歳入歳出豫算案 決定トシ

議案第八號 五三年度本村歳入歳出決算案 決定トシ

議案第九號 五三年度查味村歳入歳出豫算案 決定トシ

議案第十號 查味村の費 (特種) 決定トシ

議案第十一號 查味村報酬及び費用案の額並びに之の支給方法を定むる条例

議長 議案第七號 御案會議款のよす (書記 神山政之 別紙 議案 五回 朗読) (署名)

参事 (收入役) 別紙 小簿 五回より説明

十二番 才出五款一項之目のハブ酒液は如何様か配分されたるか

参事 (收入役) 田善里 善如嘉 (参事 折) 大生味 大兼久 根路 銘 上原 押川

津波 塩屋 院 配分は 郡落の安整に應へたかと配分しは

十三番 七號議案才入才出異議なし 進行款をす

議長 七番議會の議事進行動向如何かをす (異議なし 進行 進行の声多数)

御異議なしと認め第七號議案 確定款を付し 仰す

次第八號議案 御案會議款のよす 之の別紙 監査報告を十番議會に

して致し 仰す

十番 監査の結果トシ 報告致し 仰す 去る十八十九の二日 同日より 本會 財政

部會の監査の結果 才入才出各内款等 業務執行に於て 異議なしと認め

要旨之を 依領收記と領收記の取替ふされたる 現金と出納の異議なきの以て

要性との旨所訂正を要するものが若干あることを申し上げます。次に監査委員会設置を要する  
議長先生共々監査しよれば十巻裁会の報告の用にて現金出納の月計月計累計の経  
果決算書と相違ありません

参(収入役)十巻裁会の御要望の用にて監査委員会を設置し毎月監査して載せられ  
監査委員会も思ふにおつて村長が裁会から各委員との意見を報執行した。本年(四  
月)収支記の取替遅延してお地が申します。繰りかへすおつてすか監査委員会  
条例制定して御研究の上毎月監査をささうお願ひいたします  
次に本決算書の内容については告知と共に送付した。この御研究の情の事  
存じます。御質問にお答へすることと致します

十一巻監査委員会は何名か  
参無裁会常任委員会。会。の財政部員五名で監査して五名の委員の中からは前年度の  
委員会の方を居られるので監査に際しやりおつて多々ある

二巻増減の説明を簡易に  
参(収入役)減の不細多損額は転出と入金移住等が主因。説明手数料の増は戸籍  
関係と土地証明が主因。雑収入減は山林収入の立木が予定より賣却されおつ  
た為で遺憾か思つております

議長御質問ありは  
十三巻要望する。山組用鉄線一事はふる如決算認定はもと早目とやう欲しい  
十巻、法にどうおつてゐる

参(収入役)当初予算決定前承認。村長に報告と共に主席に報告  
議長外御質問等ありませんか。(質問なし進行の声あり)  
御質問御意見ないものと認め本案確定致しつけます  
只今十一時五十分です。中昼休憩致します

議長再開を宣告(午後一時三十分)議案第九號工程(書記別紙予算書朗読)  
参(村長)別紙概算方針則り約四十分間説明協力を要します  
参(収入役)予算概算全体的に統一を以て一應才入才出の二巻条例説明  
致します(別紙予算書五回くり)

四巻議長退席し幕下。二時三十分。二時四十分着席





十二番修正動議がある。普通税を九二之令五月は修正一六・九五内大減した

所得割その他の%は当局でモ、第之款より二項立木売私代金七六・九五内

一五九千三百之范围内修正一六一〇内の増とした

理由、村税五八・九五内大減した。目下の経済状況から推して村民税から減額し

生活安定を計り、立木伏(売私代)を増したのには村有財産の損失を護

る面から高く評価した。林野巡守も増したので必然の結果が増収とある

予定価格の割増を公表は極力避け評価を高くして世にたいと要望する 三番  
林野

議長十二番議案の動議如何か

五番動議に賛成する。特に本年度は豚疫関係で、保有余萬圓の

損失からしても条件が悪い。

議長外に御意見を述べたいか、御意見が載入(○)について。(異議あり進行の声音多数)

これは才人御異議ありと認め確定致します。次才出について

十二番職務負担を見ても庶務課に課長外之人とあり、財政課に書記之名がある

が、財務は従来二名と思つたが如何(参見、村長その通り)庶務の減台は

事務をどうからどう思ふか

参見(村長)庶務から財政に増したのには納税成績が思はずは庶務(○)

からどうした。実際は於て五十年前より人員数は減少する本はる

後援事務関係は、農協、農会やその他の団体から促進、勧奨があり、村として早急

増員の手を打つておくれ、本に不足した。後援事務も(人増員、しる、。同程の

人員数は前年より減つてゐる。出来得る限り現金、現金が目標である

よろしく検討の上、次第相成りた。事業、時間外勤務を余儀なくさせてゐる

十番本件については十分研究した豚疫の結果、徴税困難が予想される

徴税金の等しい後援職、金台、でやると欲し、村民が豊かになれば当局の事業

計画にも割いた。

十二番休憩室の研究懇談した

議長休憩室(五時三十五分)

議長再開(五時)後援事務の必要性は痛感してゐるので、交付金



二時前の学校定例の在り方についての見解を先にお知らせするべきである  
校長は今の五番、之番の代表者を見りついで外に却て見ざるべきである  
十番代表者を見り終成する。(終成と呼ぶ者多数)

校長御替成の事が多数ですから併置校としての処置が望まないと湖場(致答申)  
すま事と致ししり

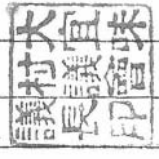
暫らく休憩致し候なり (三時五分)

校長再用致し候なり。(四時五分)

学力調査については村長局側より授業を止りし文書で通知して載し事として第二回  
各例会を閉會致しませ。(午後四時三十分閉會)

各散會の散書録は相違あり尚也  
不審事七月日

校長 大山茂 ( )  
九番  
十番





本日議員各位と一堂に會し茲に九五五年度の予算委員会を前に當り施政方針の二端とそれの裏付けをなす予算編成方針について申上げこの機会を得ました事は誠に感の處にとする所であり、過ぎし一年の足跡と三省致した所、激力の政方針何等もせず、村民に対し只と平頼憐愍の念で称せあります、然し村民と共に是非漲りつゝの意欲は十二分に持ち、譲り乍らも一向財政が実を結ばなかつたの志から遺憾に思へ居る次第であります。

一五年度説明を申上げ、本年の施政方針の重々的なるものを念、担懐申上げ、説明せし議員各氏の同意なきに至り申見と申敷きを願ひて今年こそは諸般の隘路打開と村民福祉の向上のため、能々に強く奮闘して、第七十九代を代表し、義務を十分に取り、そのために、余の努力を致す所存であります。申すほどなく、昨の百年の計を打倒する幾度幾回と其の執行の任に當り、私共の立場が、肩に表裏付となり、進む所に、村勢の離進があり、昨日の幸荷と、今、等々が、約束と成ると考えます。受村受納の至情の、果に全村民が、結ばれ、これが一の立場で、村興しのために、自ら努力を、立つて、さ、嬉々として、村の間に、あつて、運んで、かつし、村が豊かに、成ると、考えます。その、今年こそは、其の、気運と、能さを、反と、促して、進出、より、高き、目標の、村文化を、築の、村を、目指して、精、行進、せよと、考えます。又、然し、私共の、働きの、みどりは、刻、度、果と、得ない、多くの、心配、があり、尋、何と、言、其の、意、味、は、思、ひ、ま、して、本年、度、は、昨、年度、に、倍、する、誠、心、側、の、積極、的、な、内、協力、と、申、指導、申、援助、を、賜、り、ま、さ、り、切、に、申、願、ひ、申、上げ、る、決、意、と、あり、ま、す。先、が、最、初、に、本年、度、の、村、起、し、運動、の、構、想、を、申、上げ、其、の、裏、付け、を、な、す、予算、編、成、方針、を、申、上げ、り、後、賤、平、市、批判、を、得、た、と、考、え、ま、す。本年、度、の、村、起、し、り、力、は、先、日、申、す、計、に、鑑、み、して、あり、ま、す。プ、リ、ン、ト、に、よ、り、文、調、統、一、を、申、上、げ、と、考、へ、ま、す。申、願、の、程、申、願、ひ、申、上げ、ま、す。又、本年、の、予算、編、成、に、よ、り、て、は、申、上、げ、る、に、よ、り、全、農、村、が、例、外、なし、に、全、部、の、基、境、中、に、進、出、ま、す。戦、後、の、窮、乏、は、担、懐、に、堪、え、る、の、状況、と、あり、ま、す。増、税、と、する、の、懸、念、と、あり、ま、す。又、先、日、言、ひ、ま、す。は、平、は、決、り、な、り、村民、の、地、税、既、方、と、収、入、高、も、十、考、考、慮、に、入、れ、重、々、的、に、村、民、の、負担、軽減、を、致、し、て、序、事、向、徴、税、の、外、に、依、存、する、こと、に、

牧場經營其他によつて税外収入面の確保に一段と努力致す様とすべし、計画  
 実成を速めつてあります。舞鶴に亘る事は後程各項目別に申上げさせていただきます。  
 本と申す計を願ひたいのであります。先づ第一、大田面では村民税の負担に増は  
 りませぬ。今後、繰越収入（約六〇月見者）の金は、二年の減税款源に充てる  
 方針であります。賦課交付金は前年より増すので、賦課はせぬと存する見込  
 しのいて居ります。が政府より八割程度計上して平成中、編成せよと指示の  
 下、計上してあります。河内、寶塚を見ても、更にして必要事業の執行費に充  
 てる方針であります。山林収入の増は、伐採林の排木倉敷と造林補助費の倉敷六割  
 を収入に見積り計上してあります。次に大田面では、人件費は現費現此を計上し、増修  
 費は一知見込んであります。賞金は、給費の支給未定を改定し、現在の首領料  
 二五〇円では出張毎に百俵を持つ覚悟で、三百円に引上げたいと考えました。が、村民の経  
 済状態も考え、あすのを引込めを込めてあります。平年の産出を事業費、勤  
 業費の増収に当て、あります。財政が厳しいので、必要分の見込は、決断の意を  
 以て掲げ方針であります。勿論、大田面も同様であります。が、最少経費で最大効果  
 を収めよう、と大努力を惜まぬ様とすべし、細算で着実に考えたいと

- 1 換金作物の増進（農自、果樹普及を目標として、即成）
- 2 荒畑地の解消の即成（共同作業）
- 3 獣大飼養費の即成
- 4 節多災急補償費（大田面と大田面）
- 5 樹苗圃の経営を大田面に（目標三三町—三八町）
- 6 患地防風林と緑肥問題
- 7 植樹事業の編成

以上が大田面での内容であります。其他には、村民奨励費、若年職のべ、等  
 が、大田面と、重以、移民送出五周年になります。が、移民地で記念行事執行の計画  
 ありますので、奨励費を兼ねて、代表三名程度の旅費を計上致してあります。尚、長  
 方の増収も要と認め、考えたいと思ひます。将来財源をどうして是れを算  
 するに、これは初年度、奨励費、長方の待遇は善費、奨励費、大田面、高野、助  
 成等、と申す、其の要項を見たいと、計画であります。

以上、本年度行政の力、是や平年編成の大綱を申上げ、綱要に亘つては、任  
 り舞鶴、統制、申す、せよ、が、慎重に、植樹の上より、平年の成を、せよ、頂  
 きます。よう、在、心、中、飛、い、申、し、上、げ、ま、し、て、統、制、に、か、え、せ、て、頂、き、ま、す。



一九五五年杜起「運動力」矣

- 一 主旨の徹底……自ら之を自らを富ます運動
- 二 基本綱志……長所短所 及 處を阻むを克服、強弱を 將來の見透  
此の爲に基本方針等の採定調査會科
- 三 部落別又は同仲別懇談會  
及 省 自主的計画、要望事項
- 四 指導部を指定し、綜合指導……協議會

其の時の實踐事項

- 一 經濟振興計画（資金調達、運事業、生産）
  - 1 各種協同組合の強化（懇談、信協、漁協、畜協組織）
  - 2 無意高農家の解消……計画生産
  - 3 野蠻心への啓蒙……資金供給、其他預金吸收

- 二 生活雅之対策
  - 1 視察教育情報事業、部落議決機関、公民級進  
等の一体的進捗
  - 2 杜起「事業會」各種団体幹部會同協議會

- 三 農業經濟対策
  - 1 全般的な主力目標
  - 2 部落別の計画目標
  - 3 痛手防止対策と甚重地解消
  - 4 糧食作物の導入増植計画
  - 5 地力増進対策と防風林対策
  - 6 耕地確保と地盤改良事業計画
  - 7 行場經營
  - 8 中間農産物交定

- 四 林業振興計画
  - 1 山林跡地の推進
  - 2 樹木團の經營拡充
  - 3 施業業の計画實施
  - 4 林道計画
  - 5 竹林計画

- 五 民生安定
  - 1 生活改善……作務現在、恒計力不改善、部落電話、二千人
  - 2 福祉事業……福祉済者、未成人會、愚家族會
  - 3 村民奨励

六 獎學計畫

1. 會社的獎學會組織

2. 中心建設

3. 育英會館建設

七 復舊振興計畫

1. 讓協の抗老院紀

2. 各種養殖事業實施

3. 造船による遠近便業

4. 復旧工事促進と基本施設

5. 護岸、灌漑施設、橋梁、水道その他

以上



查味村報酬及費用弁當額並にこれの支給方法を定むる條例

第一条 本島味村議会の議員、查味村議会の議員の中より選任されたる常任委員、特別委員、選挙管理委員会及び選挙員候補者に関する事務に従事する者に対し、次を定めて報酬を支給する

一 查味村議会議長	日額	金百五拾円
二 查味村議会副議長	日額	金百二十拾円
三 その他の查味村議会議員	日額	金百十拾円
四 查味村議会中より選任されたる常任委員、特別委員	日額	金百五拾円
五 選挙管理委員会委員長	日額	金百五拾円
六 選挙管理委員会委員長	日額	金百五拾円
七 選挙長	日額	金百五拾円
八 投票長	日額	金百五拾円
九 選挙立会人	日額	金百五拾円
十 選挙を実施するに必要とする者その他の職員	日額	金百五拾円

第二条 報酬は次によりて支給する

一 前条の各作業終了後

第三条 前条の規定する者が職務の履行に必要とする経費を查味村に申し渡すに必要とする額を、相当する額

第四条 報酬及び支給方法に之はこの條例に定めたるもの、外查味村議会に於て款項を額及び支給方法を定むる條例を準用する

附則 本條例は公布の日より施行する

## 大宜味中校の処置について

大宜味中校は実業高等学校廃止に伴い六三三制度の教育方法推行の發及と共に各村校元の独立校を設置するの方針の下に其の設立を見爾事独立校として今日迄運営され現在校長不在の終見教頭兼事務取扱に任命され統籌を之れに任ずりしが各郷構勢の変化に伴い同校区民の間併置校を要望するの聲もあり他校区亦併置を望む者ある事下村教育委員会としては慎重を期し之を其論を尊重する事前より三月十日の委員会決議外で同校区後援会の意向を徴して何れの決定をしたからの委員会の方針を同校区後援会長に傳へ何分の報告をもし頂ぐやう依頼し然して四月二十五日委員会に於て大宜味校区の民意に基いて本議題として提案し決議したたかあります當日大宜味校区の現状維持を同区選出の各城委員より要望ありたるに好し他三学区の方から独立校を認めない教育に真意に計り此れ六分も大宜味校区後援会が負担し教育予算の負担軽減を計る事に同意すれば現状を認めたいの異論あり一方教育長の方から文教局の方で並置設置廃止認可規集より本教育委員会に提案する予定だかつ五月一杯校長の發金控六白やうにとの拘束助言等ありお月の委員会に於てはこれ以上本問題に觸れず然して六月三日即ち同校区の教育委員会、村談区長、校長、副会長、学校側代表四名の會合を持ち委員会を経て報告し今後の研究考慮方も申されたのであります。同校区には席置中に其の打合せの日翌日各都府迄文有に本問題討議のため臨時會合を持ち本問題に就いての区民の意向を徴した結果は六月廿九日同校区後援会長より委員会の報告文書によると常會臨時會合三九九九、由事部者九四名併置校希望者二〇五名と成りて存ります。

同報表に於て二月三日教育委員會を開催し本問題を討議  
した結果民意は民意の尊重との見地から其の結果を重視する  
の意見の一致を見たとありその問題の慎重を期する上から村議  
會の意向も徹し更に文教局の指導援助を得た上で最後の決定  
をする方針を確定議にしてあり是を依りて各町會の決議に  
基き村議會の諮問に附し親しく御意見を拜聴したと考へて  
居り事、日々と御取計の程願ひます。

一九四四年七月一日

大真味五教育委員會  
大真味村議會議長 殿

登味中小校の処置についての諮問に対する答申書

九五午七月日の本村第三回定例本會議議に於て諮問のあり別冊プリントに  
より該校処置についての登味区教育委員会、諮問に対する記のよう示儀  
意見が述べられ併置校を要せり

記

所要意見の要領

- 一 独立校が教育効果に於て可と思はせらるるを認めらる
  - 二 独立校を以て教育予算が本登味校にP. A. 負担の志と解たるるを校長  
の負担力とすべしと考へる
  - 三 村行政は学区の構成に於て亦是を、為地帯との細論を尊重すべしである
  - 四 民意尊重の観点から学区民の多数意志を以て従ふのが望まじし
  - 五 将来の学校運営の在り方についての見通しも充分考慮を要するである
- 結局「仍て併置校としての処置が望まじしと満ちて致し終申す」

九五午七月日

登味村教育委員長 木山茂

登味教育委員会 長谷川金太郎 殿

五十年第... 村臨時教育會校事録

9月... 二十日... 臨時教育會校事録

出席者、馬大山茂(3)宮城副(4)黒尾亦幸(5)宮城萬昌(6)平次(7)城... 陽宮城萬福(8)野田耕(10)大徳源(11)船橋幸助(12)大野鐵助(13)津波新太郎(14)前田善房

欠席者、平次嘉清(15)友野隆義(16)久保(17)高(18)

参事、村長松屋金次郎、校長高木(一)校長松屋金次郎、教育會副知念春次郎

校長松屋金次郎、松屋金次郎、久保武名、久保武名、今は成立しなすので開会しなす

署名人式人校長松屋金次郎、校長松屋金次郎、(黒旗ふしと呼ぶ者あり)では黒旗

ふしと呼ぶ者あり、松屋金次郎、松屋金次郎、しなす

議事日程

議案第拾貳號 五十年度食米村々稅賦課方法に關し

議案第拾參號 五十年度食米村々稅賦課(寄附金)保証に關し

議案第拾肆號 五十年度食米村々稅賦課(寄附金)保証に關し

議案第拾伍號 五十年度食米村々稅賦課(寄附金)保証に關し

議案第拾陸號 五十年度食米村々稅賦課(寄附金)保証に關し

議案第拾柒號 五十年度食米村々稅賦課(寄附金)保証に關し

議案第拾捌號 五十年度食米村々稅賦課(寄附金)保証に關し

議案第拾玖號 五十年度食米村々稅賦課(寄附金)保証に關し

議案第貳拾號 五十年度食米村々稅賦課(寄附金)保証に關し

議案第貳拾壹號 五十年度食米村々稅賦課(寄附金)保証に關し

議案第貳拾貳號 五十年度食米村々稅賦課(寄附金)保証に關し

議案第貳拾參號 五十年度食米村々稅賦課(寄附金)保証に關し

別表(2)



No. 2

香外(宮里金次郎) 〇今の五番城の御意見通り教育行政の進捗上不足は不と思  
考をもちまは認められる。殆んど(借入)に充てられつゝ短期間で償還せねば  
おらぬ。是を御希望に副へ得るかどうか。よろしく御審議願ひます

校長(五四年年度の教育費(使途)の概況につて係の説明を承ります

答(金訂信知念春次郎) 五三年十月九日の村校會で保証同志を得て十月十  
五日(時借入)をした。借入の去る支金は金訂月額之五。内学校委託人  
五。月額六。内幼稚園婦人十八人の月額八。内の外委託手当  
及び消耗品等、等々約拾萬を是非必要とする。十月でおふと徴収は  
困難と思はれる。未徴収期間の最少限度の時借入が済みますれば善  
処方お願ひします。大体三月間の借入期間で借入額も金拾萬もが建  
前におふとありまう。甲添へておきます

議長 〇今の説明により借入期間と額が原案が基準のおぼすが外に御意見御案が  
ありますか(異議無し賛成等唱へる者多数あり) 〇は御異議おふと  
認め確定致しおます

議長 議案第拾四號御案致しおます。(書記別紙関係諸君朗読)

本議案は、これは五四年十分検討せられ暫定的に本村の経済力その他の諸公課等の  
負担力も及びる角度から検討され殊に教育税と村民税の重複を避けられ等十分  
勘案されお認め願ひますので説(金訂)原案通り如何がですか

三番 原案通り五四年七月五五年六月の款の理期と共に併せて賛成願ひます

議長 〇今之香城会、原案賛成意見(動議)如何がですか

「異議無し賛成と唱へる者多数あり」 殆んど全員の御賛成の概です

原案確定致し付しおます

(22行)

№23

裁長 裁筆の程はこれに終えましが外に要望等ありき不  
五春 裁筆十三號村税賦課方法については可決しましが法を創り村する旨の割合  
の敷の個々から検討すれば少くとも本日の事のおふるは認めましが集団組合として  
余高取数面から見た場合に負担率が重い様子があられる故に將來組合育成の  
ために奨励金として勘案され斯業床原の爲善処方を要望いたしませ

裁長 了年の許す限り巻地いたしませ  
裁筆の程外にありましが本村選挙管理委員会から左記要領の宣言がおりますの  
ご御取敢願ひませ

宣言

本村裁會裁筆 宮城正行

右は五四年三月十四日の立憲院裁會選挙に当選せられた依り裁會を辭め

本村裁會裁筆 東 武郎

右は五四年二月の改定戸籍整備業務に村長職令の依り裁會を辭め

右改定戸籍整備業務に選挙法第四十二条の規定により宣言す

五四年三月二十五日

立憲院選挙管理委員長 神川敬之

本立憲院裁會裁筆大の裁(敬)

裁長 本日の裁筆はこれをもって閉会し候なり 午後七時二十分

右裁筆録相違ありませ

五四年三月二十五日

裁長

之春

十春

(22行)

一九五五年度村税及教育税納期表

納期日	税目	期別	税額	摘要
五十四年七月				前年度分整理
八月	土地税	全期分	一、七四〇.〇〇	
九月	村民税	一期分	一、四四〇.〇〇	
九月	船舶税	全期分	一、七六〇.〇〇	
十月	教育税	一期分		
十月	自転車税	全期分	一、二〇〇.〇〇	
十一月	家屋税	全期分	一、九〇〇.〇〇	
十一月	牛馬車税	全期分	一、〇〇〇.〇〇	
十二月	村民税	二期分	一、四四〇.〇〇	
十二月	畜犬税	全期分	五〇〇.〇〇	
一九五五年一月	教育税	二期分		
一月	三・二税	全期分	四、八〇〇.〇〇	
二月	村民税	三期分	一、四四〇.〇〇	
三月	教育税	三期分		
三月	事業税	全期分	一、六〇〇.〇〇	
四月	村民税	四期分	一、四四〇.〇〇	
四月	不動産取得税	全期分	一、六〇〇.〇〇	
五月	教育税	四期分		
六月				年度末整理



宣 言

大宜味村議會議員 宮城正行

右は一九五四年三月十四日執行琉球政府立法院議員總選舉に於て琉球政府立法院議員に當選したるが、大宜味村議會議員を辞めら

大宜味村議會議員 東武郎

右は一九五四年二月一日附電もつて大宜味村長より大宜味村之籍整(職員)として辞令を受けたので、大宜味村議會議員の職を辞めら

右改正市町村議會議員、及び市町村長選舉法第四十二條の規定により宣言する

一九五四年一月三十一日

大宜味村選舉管理委員長  
神山敦三

大宜味村議會議員 殿

一九五四年第四回村定例議会記載録

日時 九月二十日 午前九時 校村校舎議室

出席者 全員

参列 (村長宮里金次郎) (助役高衣(雄)) (牧政島依幸吉)

議会書記 神山敦之 (庶務課長)

議案

第五號 総選挙による議会議員の議席決定について

第六號 臨時議長選定について

第七號 正副議長選挙について

第八號 本村議会常任委員会部門別委員選任について

第九號 本村臨時出納検査立会人選挙について

議会書記 開会に先立ち議席決定、臨時議長選定、追合して差支  
えなく承認を得て議案第五號については左記の枠に抽籤の結果  
を報告し議席の決定をみる

記

- 一番 大城記光
- 二番 皇志望朝
- 三番 坂寄宗一
- 四番 平良作之
- 五番 宮城福市
- 六番 宮城仙松
- 七番 興那城藏吉
- 八番 大城真秀
- 九番 宮城長学
- 十番 津波新助
- 十一番 平良武郎
- 十二番 前田善秀
- 十三番 宮城剛一
- 十四番 宮城文正
- 十五番 大山茂
- 十六番 山城保弘

議案第六號については左記議案、取事長の故を以て選定確認を得る

記

九番 宮城長学、明治三十七年七月拾参日生 (臨時議長)

臨時議長法の規定により臨時議長の責を果す旨の挨拶を著席署名人

と如何なる方法で選挙するやも同くは議長指名の事ありて (一番 十一番 始知

し議案第七號正副議長選挙について上程、方法等について語る

十三番 投票選挙水化へ (休憩終了して)

臨時議長 投票選挙を休憩行動中ありたり如何 (議成の事多数)

臨時議長 佛登 咸多数と認め勸告成立 休館致しむ (十一時十五分)

再開を宣託 (午前十時五分)

臨時議長 十春の勸告成立 投票に致しむ。開票立会人は議長指名す

若支へありとせんか (異議なしと呼ぶ者多数) 正は (巻二番に於て) あり

書記 神山 敦之 投票用紙配布す

投票の頓末に記の通リ報告を終へ 臨時議長 布高席を自席へ

記

議長 大山 茂 (一票) 得票 (五票) 当選

副議長 宮城 文正 (一票) 得票 (五票)

副議長 これに就任挨拶と兼任を授け 拍手 裸に降壇

議長 中昼休館致しむ (十二時五分) 再開 (一時十五分)

再開にむき 議長 榎 八郎 上程しむ (書記 余則朗説)

休館致しむに如何か (審成の事あり) 正は 休館 研究 致しむ (一時五分)

再開 (二時五分) 議事 部内別希望等左の通リ 決定しむ 正は 承認 致しむ

総務部 宮城 剛 (長) 大城 記光 (副) 宮城 文正、山城 保弘、津波 新助 五人

財務部 前田 善秀 (長) 大城 真秀 (副) 奥之 聖朝 (宮城 福市 平衣 作之 五人

産業部 宮城 長栄 (長) 坂 昌栄 (副) 宮城 心松、平衣 作之、宮城 花吉 五人

議長 議長十九號 臨時出納検査立会人 (選) 挙りて 正は 議長 致しむ

上程にむき 自治法 第七條 第五項 に於て 三人以上とあり 正は 二人以上とあり 正は 二人以上とあり

何人が適当か (投票一人宛に於て) 正は 二人以上とあり 正は 二人以上とあり 正は 二人以上とあり

再開にむき (三時五分) 投票 致しむ 休館 致しむ (三時四十分)

再開にむき (三時五分) 投票 致しむ 休館 致しむ (三時四十分)

津波 校区 前田 善秀 塩尻 校区 宮城 長栄

大倉 校区 平衣 作之 北原 校区 大城 記光

日程終了後 (三時十分) 村長 挨拶 方針 説明あり 懇談 会 致しむ

右 議事 録 相違 あり 正は

五四年九月二十日 議長 一巻 七巻



五十年度第五回定例議会議事録

日時：昭和二十五年十二月二十七日 於：村役所 会議室

出席議員：金次郎（村長） 大城記光（町長） 志望朝（議員） 坂岸早（議員）

4 平夜作之助（議員） 大城福（議員） 仙松春（議員） 大城正（議員） 大城長栄（議員）

津波新助（議員） 前田善房（議員） 大城剛（議員） 山城保弘（議員）

欠席議員：大城藏吉（告知） 末豊（告知） 平元武立郎（告知）

参観：村長 金次郎 収役 大城記光 本務課長 大城清水 大城徳

議長出席議員四名 欠席議員四名 会議成立し 議事開始

議事録 議事録 議事録 議事録 議事録 議事録 議事録 議事録

御意見 議事録 議事録 議事録 議事録 議事録 議事録 議事録

議事日程

議事録 議事録 議事録 議事録 議事録 議事録 議事録 議事録

議事録 議事録 議事録 議事録 議事録 議事録 議事録 議事録

議事録 議事録 議事録 議事録 議事録 議事録 議事録 議事録

議事録 議事録 議事録 議事録 議事録 議事録 議事録 議事録

議事録 議事録 議事録 議事録 議事録 議事録 議事録 議事録

議事録 議事録 議事録 議事録 議事録 議事録 議事録 議事録

議事録 議事録 議事録 議事録 議事録 議事録 議事録 議事録

議事録 議事録 議事録 議事録 議事録 議事録 議事録 議事録

議事録 議事録 議事録 議事録 議事録 議事録 議事録 議事録

議事録 議事録 議事録 議事録 議事録 議事録 議事録 議事録

議事録 議事録 議事録 議事録 議事録 議事録 議事録 議事録

議事録 議事録 議事録 議事録 議事録 議事録 議事録 議事録

議事録 議事録 議事録 議事録 議事録 議事録 議事録 議事録

議事録 議事録 議事録 議事録 議事録 議事録 議事録 議事録

議事録 議事録 議事録 議事録 議事録 議事録 議事録 議事録

議事録 議事録 議事録 議事録 議事録 議事録 議事録 議事録

議事録 議事録 議事録 議事録 議事録 議事録 議事録 議事録

(2行)

107

次次振業案の編成についてはありきすが当初予算の七、〇〇〇円では  
 その後の實際状況から推して最少限五、〇〇〇円は必要とするので今、〇〇〇円  
 追加した。之れ月以上を要するは実測、振業、の次がかりの事業である  
 課長が七、二〇〇円追加ありよ、(事は却承知の通り村長送付がわれば  
 大結果でありきよ(投票がわればこれに意) 村体育協会、会費徴収  
 が各戸、団体では非常に困難で、体協送付が円滑にゆがふとの理由で  
 定額五千円の補助要望が関係団体からありよ、(金が五、〇〇〇円しが計  
 上して見れば、) 次次産業経済審議会の区長の産業視察報告、と  
 を計上して、(一七、〇〇〇円の打ち直し)

土木費、については田舎里、柳川の橋梁復旧費として計上した、柳川  
 が橋本が来、よ、(費用自前集計)に、(後程御協賛致した、と存じ  
 ます、) あら、よ、を申し、(上、)の説明、(と、)した、各項目、(各、)については  
 収入使から説明がありきよ、(て、)は、(教、)の、(出、)の、(取、)の、(手、)の、

番外(収入使削減家幸喜) 柳川予算、(五、〇〇〇)に、(次、)の、(説明、)を、

十三番(宮城町) 休館、(して、)と、(よ、)  
 校長休館、(初、)の、(代、)が、(あり、)き、(よ、)の、(で、)新、(しく、)休、(館、)の、(手、)を、(予、)算、(上、)に、(計、)上、(し、)て、(五、)千、(円、)を、  
 課長、(毎、)年、(五、)千、(円、)を、(計、)上、(し、)て、(五、)千、(円、)を、

十三番、(五、)千、(円、)を、(予、)算、(上、)に、(計、)上、(し、)て、(五、)千、(円、)を、(予、)算、(上、)に、(計、)上、(し、)て、(五、)千、(円、)を、  
 リの、(切、)詰、(予、)算、(を、)異、(議、)あり、(き、)よ、(え、) 変更、(の、)優、(遇、)が、(出、)来、(な、)い、(の、)が、(残、)念、

四番(平良作) 第七款、(の、)項、(目、)一、(五、)千、(円、)を、(予、)算、(上、)に、(計、)上、(し、)て、(五、)千、(円、)を、  
 解消、(奨、)励、(金、)を、(更、)変、(の、)手、(続、)上、(に、)充、(た、)せ、(ら、)う、(と、)す、(の、)が、

番外(村長) 先程説明、(した、)通り、(食、)糧、(村、)案、(上、)計、(上、)した、(の、)で、(よ、)う、(に、)村  
 が、(こ、)の、(力、)を、(出、)し、(て、)お、(の、)の、(供、)出、(し、)て、(頂、)き、(た、)の、(御、)厚、(意、)の、(程、)感、(謝、)し、(た、)  
 ます、(次、)年、(度、)予、(算、)上、(に、)計、(上、)し、(て、)お、(の、)の、(供、)出、(し、)て、(頂、)き、(た、)の、(御、)厚、(意、)の、(程、)感、(謝、)し、(た、)

五番(宮城福中) 奨励金、(は、)その、(供、)出、(し、)て、(村、)長、(の、)意、(向、)に、(替、)換、(さ、)す、

十三番(前田善秀) 先程からの説明、(通り、)優、(遇、)は、(し、)ら、(な、)い、(が、)止、(む、)を、(得、)て、(ま、)す、

原案、(を、)替、(換、)し、(て、)課、(事、)進、(行、)費、(と、)す、(の、)が、(積、)込、(進、)行、(と、)呼、(ぶ、)者、(多、)数、(と、)す、

課長、(御、)厚、(意、)の、(程、)感、(謝、)し、(た、)の、(原、)案、(を、)確、(定、)費、(と、)し、(て、)ま、(す、)

議長 裁量式検査報告の採納認定について上程致しませしが裁量式検査  
委員 八礼省異同をめぐり、と相関連しますので同特審裁お願ひを

(書記 裁量式検査 朝野)

委員 (金峰 徳心) 町村建設課 二事は町長が執行する場合は予算額の二割  
付地元負担といふ関係で別級の認可採納があった訳であります  
次 裁量式検査 認めてあります。御手紙に配布した大田村土木費交付  
規程の通り町村予算外に二事予算額を計上する関係で両案とも  
裁量の裁量式が必要でありますので提出した次第であります

委員 (町長) 次々の二事執行についても同様です。から執行後承認して  
頂く場合があると思はれますので然るべく善処方お取計り下さ  
議長 本両案は予算執行と事務初め措置、及二事実施が重要で  
すから原案通り可決し後二事を促進せしめたと思ひますので  
次々の二事についても場合により事後承認の構造と思はれま  
如何がどうか、金峰、異議なし、橋、成等と申す

議長 金会 (致心 確定裁に付しませ)

委員 (町長) 日程外ですが御研究願ひませ

- 一、公有林型立木松下げについて (財政委員会附託)
- 二、村漁業協同組合と指導技術員設置について (産業委員会附託)

政府補助の割付四割

議長 二は閉会致しませ 午後 (時三五分)

右裁量式検査相違ありせん

(九五四年十二月三十一日)

議長  
二番  
一四番

行



寄附株納願

金壹萬圓所内也

右金額田喜和里橋修旧工事費に充当地元  
負担金之八分後換算三分寄附致し奉り

一九五四年十月十四日

大箕味村田喜和里区

代善者区長大願 福



大箕味村長富里金次郎 敬

寄附採納願

一 呈奉 萬心 同也

在呈願 押川 筋梁 復旧 工事 也 元貞 担 呈

上 丁 夫 役 換 等 丁 寄 附 致 之 事

一 九 五 四 年 十 二 月 三 十 四 日

大 宜 味 村 押 川 丁

代 表 者 之 長

照 屋 环 德



大 宜 味 村 長 官 呈 呈 次 郎 殿